

住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）について

調整措置内容

住宅借入金等特別控除（以下住宅ローン控除）は所得税のみ適用されてきた控除ですが、税源移譲に伴い平成19年分以降の所得税が減額となり、控除しきれない住宅ローン控除が生じた場合、翌年度の住民税（所得割額）から控除する調整措置が設けられました。なお、この措置を受けるには、毎年の申告が必要になりますのでご注意ください。

住民税からの住宅ローン控除の対象になるかどうかについては、この書き方を参考に計算してください。

対象となる方

平成11年から平成18年までに入居され住宅ローン控除を受けている方で、20年分の所得税額が住宅ローン控除額より小さく、控除しきれない額が生じた方。

申告期限

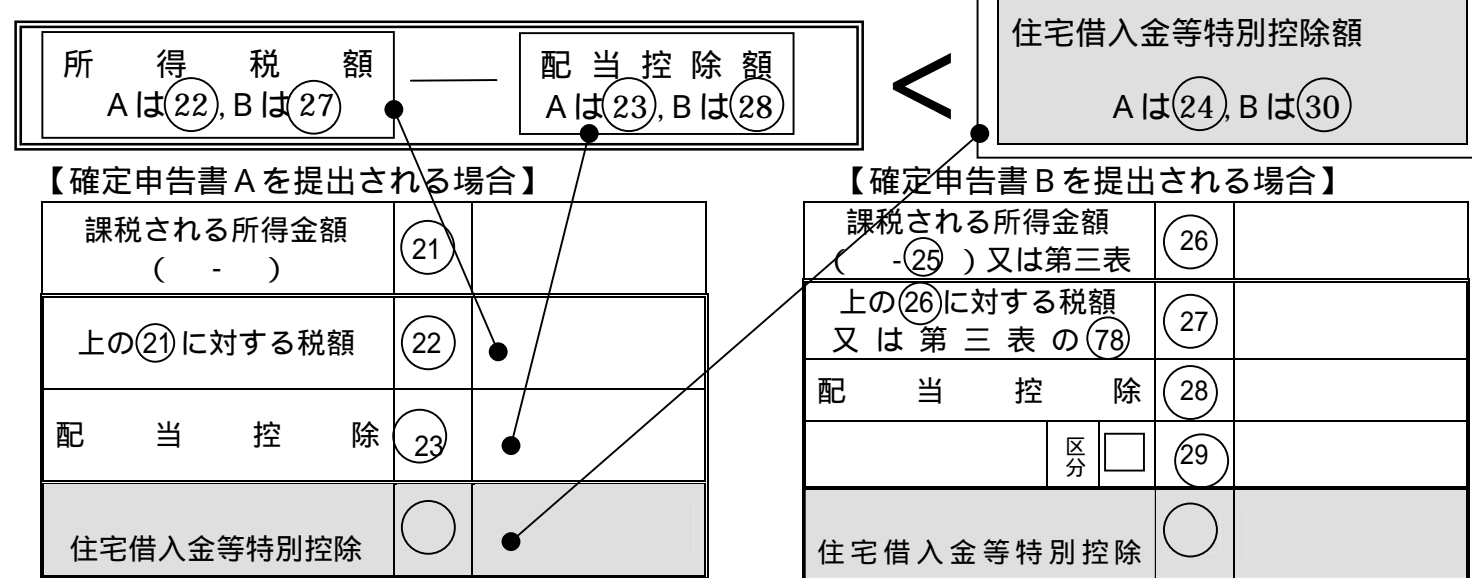
控除を受けようとする年の3月15日まで。平成21年は3月16日（月）

申告方法

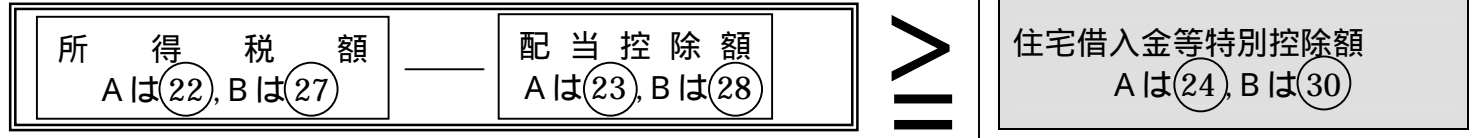
税務署へ確定申告書を提出する際、一緒に提出してください。（足立区役所への提出は不要です）
1ヶ所からの給与所得で年末調整により所得税の住宅ローン控除を受け、確定申告書の提出をしない方は別様式の「給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用」の申告書を使用してください。申告書は足立区課税課・区民事務所、足立税務署・西新井税務署にあります。

1. 20年分確定申告書の税額と住宅ローン控除額より該当か非該当かの確認をします。

該当する方



該当しない方



2. 控除しきれない所得税の住宅ローン控除額があり、該当する方は申告書を作成します。

裏面の記載例を参考に「特別区民税・都民税 住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」を作成してください。

特別区民税・都民税住宅借入金等特別税額控除申告書を確定申告書に添付し、税務署へ提出してください。足立区役所へは税務署を通して申告書が回送されます。

特別区民税・都民税所得割額から控除される税額

控除される税額は次のように算出されます。

<例> 課税される所得金額が2,658,000円で住宅借入金等特別控除額300,000円の場合

【確定申告書A第一表】

課税される所得金額 (-)	(21)	2,658,000
上の(21)に対する税額	(22)	168,300
配当控除	(23)	0
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	(24)	300,000

【確定申告書B第一表】

課税される所得金額 (- (25)) 又は第三表	(26)	2,658,000
上の(26)に対する税額 又は第三表の(78)	(27)	168,300
配当控除	(28)	0
区分 <input type="checkbox"/>	(29)	
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	(30)	300,000

- (ア)・・・課税される所得金額から税源移譲後の所得税額表（表1）により所得税額を算出します。
<例> 2,658,000円 × 10% - 97,500円 = 168,300円・・・20年分の所得税額
* 20年分の所得税額168,300円が住宅借入金等特別控除額300,000円より小さいため住民税の住宅ローン控除に該当します。
* 分離課税等所得に対する税額がある場合、各税額を合計した額が所得税額となります。

- (イ)・・・課税される所得金額から税源移譲前の所得税額表（表2）により所得税額を算出します。
<例> 2,658,000円 × 10% = 265,800円・・・税源移譲前の所得税相当額

- (ウ)・・・(イ)で算出された所得税額265,800円と住宅借入金等特別控除額300,000円のどちらか小さい額から(ア)で算出された税額を差引いた金額を21年度の住民税所得割額より控除します。
<例> 265,800円 - 168,300円 = 97,500円・・・**21年度の住民税所得割額より控除される税額**

* 20年中に源泉徴収されている所得税が、住宅ローン控除を受けるため税務署へ確定申告書を提出することにより減額となる場合は所得税が還付となります。しかし、住民税は源泉徴収の制度はありません。年末調整や確定申告により決定した所得により翌年決定するため還付はなく、21年度の所得割額より控除することになります。

税源移譲後の所得税額表（表1） 単位：円

課税される所得金額 (1,000円未満切捨て)	税率	控除額
1,949,000まで	5%	0
1,950,000から 3,299,000まで	10%	97,500
3,300,000から 6,949,000まで	20%	427,500
6,950,000から 8,999,000まで	23%	636,000
9,000,000から 17,999,000まで	33%	1,536,000
18,000,000以上	40%	2,796,000

税源移譲前の所得税額表（表2） 単位：円

課税される所得金額 (1,000円未満切捨て)	税率	控除額
3,299,000まで	10%	0
3,300,000から 8,999,000まで	20%	330,000
9,000,000から 17,999,000まで	30%	1,230,000
18,000,000以上	37%	2,490,000



問い合わせ

足立区区民部課税課 課税第一・第二係（中央館1階）
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
電話 03(3880)5230・5231（直通）